

平成14年 8月 6日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番1号  
日本オラクル株式会社  
代表取締役社長 新 宅 正 明

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえご返送くださるか、議決権行使サイト (<http://www.koushi.ufjtrustbank.co.jp/>) より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、議決権行使サイトにより議決権をご行使いただく際には、後記42頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年 8月21日（水曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ ザ・メイン（本館）  
宴会場階 鶴の間

### 3. 会議の目的事項

報告事項 第17期（平成13年6月1日から平成14年5月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

#### 決議事項

第1号議案 第17期利益処分案承認の件

第2号議案 自己株式取得の件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（26頁）に記載のとおりであります。

第3号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（26頁から32頁）に記載のとおりであります。

第4号議案 取締役8名選任の件

第5号議案 監査役1名選任の件

第6号議案 当社取締役および従業員に新株予約権を発行する件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（38頁から40頁）に記載のとおりであります。

第7号議案 会計監査人選任の件

以上

---

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営 業 報 告 書

〔平成13年6月1日から  
平成14年5月31日まで〕

### 1. 営 業 の 概 況

#### (1) 営業の経過及び成果

当期における我が国経済は、後半になって米国経済の回復を背景に輸出主導により最悪期を脱し、回復をうかがう状況に入りました。しかしながら、設備投資の抑制傾向は継続し、また、雇用・所得環境も厳しい状態にあり、本格的な景気回復には至りませんでした。

当社においては、新製品「Oracle9i Database」を発売いたしました。さらに、多様化する顧客ニーズに対応するため、当社製品を販売するパートナー企業との様々な協業体制を構築し、また、販路の拡大を目指して顧客企業等との事業提携を進めました。

しかしながら、顧客企業における設備投資の抑制や設備の余剰感を背景として、案件規模の縮小や延期が相次ぎ、事業環境は期を通じて厳しい状況で推移し、特にソフトウェアプロダクト部門の売上が低迷しました。この結果、当期の売上高は863億62百万円（前期比13億68百万円、1.6%減）、経常利益は310億95百万円（前期比10億29百万円、3.2%減）、当期利益は176億200百万円（前期比7億4百万円、3.8%減）と減収減益となりました。

部門別の売上高は、ソフトウェアプロダクト部門の売上高が480億300百万円（前期比91億51百万円、16.0%減）、サポートサービス、エデュケーションサービス、コンサルティングサービスから構成されるサービス部門の売上高は383億32百万円（前期比77億82百万円、25.5%増）となりました。この結果、売上高の部門別割合は、ソフトウェアプロダクト部門が55.6%（前期65.2%）、サービス部門が44.4%（前期34.8%）とサービス部門の割合が前期に比べ増加いたしました。

また、当期において、当社の実質的な親会社である米国オラクル・コーポレーションとの販売代理店契約の一部変更に合意いたしました。この合意に基づき、平成14年3月1日以降、日本におけるサポートサービス部門の一部の業務に関して、新たにロイヤルティの適用範囲として付加することとなり

ました。なお、ロイヤルティ料率ならびに当社の日本におけるオラクル・コーポレーションの総代理店としての地位は従前どおりで変更はありません。各部門別の営業の概況は次のとおりであります。

#### 〔ソフトウェアプロダクト〕

##### データベース・テクノロジー（注1）

当部門においては、平成13年10月にリレーショナルデータベース管理システム（RDBMS）ソフトウェアの最新版「Oracle9i Database」を発売いたしました。「Oracle9i Database」は「Oracle8i」で確立した「インターネットに対応したRDBMS」としての実績を継承し、基幹ソフトウェアとして必要とされる高い能力と信頼性を実現いたしました。特に、新たに開発されたReal Application Clusters（注2）は、中断のない連続運用が要求される、いわゆるミッション・クリティカルな情報システムを低価格のハードウェアを使って構築でき、さらにシステム負荷の増加やビジネス規模の拡大に柔軟に対応した拡張性を備えております。

また、「Oracle9i Database」はアプリケーション・サーバー・ソフトウェア「Oracle9i Application Server」と組み合わせることで、データベース内の情報をユーザーの端末やネットワークの環境に応じて最適な状態で提供し、使いやすく信頼性の高い情報システムを実現いたします。

製品価格体系については、平成13年7月に「新・E-Business Price」、そして、平成14年2月には「Oracle9i Price」を導入し、システム利用の高度化および大規模化が急速に進むなかで、導入顧客におけるシステム構築や運用におけるTCO（Total Cost of Ownership：総所有コスト）の削減を図るとともに、価格体系を単純化し、データベース・テクノロジー製品を利用した多様なソリューションの展開を進めやすい環境を整えました。

しかしながら、景気低迷による設備投資の抑制や新規ハードウェアの購入に代えて余剰機器の統合を行うといった動きにより、特にUNIXサーバー（ハードウェア）の出荷台数および金額が前期に比べ大きく減少し、それらハードウェア上で稼動するデータベース・テクノロジー製品の売上も減少いたしました。この結果、データベース・テクノロジー部門の売上高は445億78百万円（前期比75億64百万円、14.5%減）となりました。

（注1）従来当部門はサーバー・テクノロジーおよびソフトウェアツールとに分けて記載しておりましたが、ソフトウェアツールの機能がサーバー・テクノロ

ジー製品に含まれる部分が多くなったこともあり、当期より両部門を統合し、データベース・テクノロジーと表記しております。また、前期との比較値は前期のサーバー・テクノロジーとソフトウェアツールとを合算した数値との比較としております。

(注2)ひとつのデータベースを複数のサーバーで共有し、負荷の分散と障害時におけるシステム全体の停止を防ぐとともに、負荷やビジネスの増加に応じたシステムの拡張をシステムの停止をせずに実現する機能。

### ビジネス・アプリケーション

当部門においては、前期に引き続き、企業活動の全域をカバーし、迅速な経営判断と業務効率の改善を実現するビジネス・アプリケーション「E-Business Suite 11i」の販売を進めてまいりました。

平成13年8月には、製品や技術に関する情報を提供する無料の会員制ウェブサイト「Oracle AppsNet Japan」を開設し、パートナー企業や顧客技術者の利便性の向上を図りました。

しかしながら、主力顧客である製造業を中心に設備投資の抑制を反映した、案件規模の縮小や延期の影響を受け、当部門における売上も低迷いたしました。

この結果、ビジネス・アプリケーション部門の売上高は34億52百万円（前期比15億86百万円、31.5%減）となりました。

### 〔サービス〕

#### サポートサービス

当部門においては、製品導入後の顧客向けに技術サポートやソフトウェアプロダクトの更新版の提供を行っております。顧客企業におけるシステムの安定稼働や効率化によるTCO削減を目指す傾向が高まり、当部門の売上は堅調に推移いたしました。

当期においては、ソフトウェアプロダクトのサポート契約が順調に推移し、また、電話やウェブサイト等を利用した通常の「スタンダード・サポート」に加え、顧客企業のシステムの稼働・運用状況に応じ、専任担当者が様々な措置を能動的に実施してシステムの停止を未然に防止する「プレミアム・サポート」の導入が進みました。

この結果、サポートサービス部門の売上高は248億11百万円（前期比58億76百万円、31.0%増）となりました。

## エデュケーションサービス

当部門においては、当社RDBMSソフトウェア技術者の認定資格「オラクル・マスター」、ビジネス・アプリケーション製品のコンサルタント認定資格「オラクル認定コンサルタント」の認定事業、パートナー企業や顧客向けの研修事業を提供し、当社製品に精通した技術者層の拡大を目指して事業展開を進めてまいりました。

当期においては、IT関連の技術資格取得に対する関心の高まりもあり、認定事業関連の売上が堅調に推移し、当期末時点で「オラクル・マスター」の資格取得者数は約6.6万人（前期末比2.6万人増）、「オラクル認定コンサルタント」の資格取得者数は約4.4千人（前期末比2.4千人増）に達しました。さらに、インターネットを使ったeラーニング形式（OLN：Oracle Learning Network）の研修を増やすことで受講者の利便性を高めました。また、教育機関向けの技術者育成支援プログラムを「オラクル・データベース・アカデミック・プログラム」として刷新し、即戦力となる人材の育成と技術者層の拡大を目指しました。

この結果、エデュケーションサービス部門の売上高は40億21百万円（前期比2億86百万円、7.7%増）となりました。

## コンサルティングサービス

当部門においては、データベース・テクノロジー製品やビジネス・アプリケーション製品の運用、導入からシステム立ち上げといった各種ソリューション構築によるコンサルティングサービスを様々な業種の顧客に対して提供いたしました。

当期においては、景気低迷によるIT設備投資の抑制や延期による影響もありましたが、大型案件をスムーズに立ち上げた実績や、大規模システムの導入から稼働までを短期間で確実にやりたいという顧客ニーズの高まりもあり、製造業、通信業、公共サービス業等各業種において、ソリューション構築の実績をあげました。また、間接材購買分野向けに「E-Business Suite 11i」の購買ソリューション機能を、間接材購買に必要とされる機能に絞りこみ、60日以内の短期導入支援を行う「Fast Forward iProcurement」の提供を開始いたしました。

この結果、コンサルティングサービス部門の売上高は94億99百万円（前期比16億19百万円、20.6%増）となりました。

各部門別の売上高は次のとおりとなっております。

部 門	第 16 期 平成13年5月期		第 17 期 平成14年5月期		
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	前 期 比
	百万円	%	百万円	%	%
データベース・テクノロジー	52,143	59.5	44,578	51.6	14.5
ビジネス・アプリケーション	5,038	5.7	3,452	4.0	31.5
ソフトウェアプロダクト	57,181	65.2	48,030	55.6	16.0
サポ ー ト サ ー ビ ス	18,934	21.6	24,811	28.7	31.0
エデュケーションサービス	3,735	4.2	4,021	4.7	7.7
コンサルティングサービス	7,879	9.0	9,499	11.0	20.6
サ ー ビ ス	30,549	34.8	38,332	44.4	25.5
合 計	87,731	100.0	86,362	100.0	1.6

## (2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は5億62百万円であります。その主なものはパーソナルコンピュータ、サーバー等の情報機器ならびに社内ネットワークの拡充等情報システム関連投資および事業所の増設に関わる差入保証金であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 会社が対処すべき課題

当社は、次の項目を中長期的な会社の経営戦略と掲げ、継続的な事業拡大により、企業価値の向上の実現を目指しております。

### 先進的で競争力のある製品・サービスの提供

IT投資は特定のハードウェアやオペレーティング・システムに依存しない、オープンな環境であるインターネットをベースとしたものへとシフトしています。インターネットに徹底的に焦点を当て、ブロードバンド、電子政府、ライフサイエンスといった新しい市場に必要とされる高度な性能を満たした競争力のある製品・サービスを継続的に提供することにより、テクノロジーリーダーであり続けることを目指してまいります。

## 新しい市場の開拓とビジネスの推進

ブロードバンド、電子政府、ライフサイエンスといった、今後、急速な発展が期待される新しい市場において、当社製品やサービスのニーズを開拓し、新しい市場でのデファクト・スタンダードとなる製品やサービスを提供するための活動を展開してまいります。

また、市場拡大に伴って発生が見込まれるソリューションビジネスをはじめとした、様々なビジネスチャンスを早期に認識し、確実に成果につながられるよう、組織・体制を整備することで、さらなる業績の向上を目指してまいります。

## ソリューションビジネスの強化と拡大

顧客が抱えている問題点を解決し、競争力強化や効率性向上を実現する「ソリューションビジネス」は引き続き拡大し、大きなビジネスチャンスが存在するものと認識しております。この分野の事業の強化と拡大を目指し、高度な知識およびノウハウに基づくコンサルティングサービスを提供できる体制を社内外に強化・整備してまいります。

このため、社内における人材育成と並行して、豊富な経験と優良な人的資源を持つ企業・グループと戦略的な提携を強化・拡大し、外部の人的資源を有効に活用し、市場拡大の際に必須となる人材を確保する体制を万全のものとしてまいります。また、当社製品を販売していただくパートナー企業においても、研修等を通じてソリューションビジネスに対応できる人材の育成に協力いただいております。

さらに、導入事例をもとにソリューションを標準化し、当社製品の導入と活用に関する具体的な知識をパートナー企業と共有することにより、ソリューション提供能力の一層の拡大を目指します。

## 自社のビジネス・プロセスの革新

ソリューションビジネスの分野では、ビジネス・プロセスの提案から成功するビジネス・プロセスを実現するビジネス・シナリオの導入まで、一貫したサービスを迅速に提供することが求められております。当社は、本年6月1日の組織改革により、営業からコンサルティング担当までを一体的に運用する新たな事業体制を整えました。

さらに、自社の製品やサービスを積極的に活用してグローバルレベルで



最先端のビジネスモデルを自社で実現し、自らが最高のショウケースとなり、顧客満足度の高い製品やサービスを提供するとともに、自らの企業価値の極大化を目指します。

#### 人材の強化・確保

当社の重点分野であるソリューションビジネスの拡大には高度な知識・技術およびノウハウを持ち、顧客の成功をコミットできるサービスを提供する質の高い人材の確保が急務となっております。

当社は、外部の人的リソースの活用とともに、自社内においても教育、目標管理、インセンティブ等の各制度の拡充により、マーケットニーズに応えられる能力の高い人材を育成し、社員個々人の能力を最大限に発揮させる努力をしております。自ら革新を起こす個人、企業と会社にプロフェッショナルとして接することのできる個人、顧客に対するコミットができる個人を目指し、今後とも人材の強化に努力してまいります。

#### 株主・社会への貢献

上記 ~ の実行により、効率的なビジネス・プロセスを徹底的に追求して事業拡大をすすめ、企業価値の極大化を実現し、その成果を株主や社会に還元することを目指します。また、経営情報の積極的な開示とコーポレート・ガバナンスの強化により、株主や投資家を含めた当社のステークホルダーに対する経営の透明性を達成することを目指します。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 14 期 平成11年 5 月期	第 15 期 平成12年 5 月期	第 16 期 平成13年 5 月期	第 17 期 平成14年 5 月期
売 上 高(百万円)	54,844	65,768	87,731	86,362
経 常 利 益(百万円)	15,569	20,107	32,124	31,095
当 期 利 益(百万円)	7,969	11,172	18,325	17,620
1株当たり当期利益 (円)	117.29	131.08	142.95	137.45
総 資 産(百万円)	63,151	92,294	111,206	108,553
純 資 産(百万円)	45,222	69,505	78,537	81,172
1株当たり純資産 (円)	636.84	813.28	612.64	633.21

- (注) 1. 1株当たり当期利益は、第16期以前は期中平均発行済株式総数に基づき、第17期は期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。なお、平成11年7月15日付で1株を1.2株に、平成12年7月19日付で1株を1.5株に、それぞれ株式分割しておりますが、第15期および第16期とも、1株当たり当期利益は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 1株当たり純資産は、第16期以前は期末発行済株式総数に基づき、第17期は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 第16期より、退職給付会計、金融商品会計および改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。

## 2. 会 社 の 概 況 (平成14年 5月31日現在)

### (1) 主 要 な 事 業 内 容

当社は、リレーショナルデータベース管理システムおよびビジネス・アプリケーション等のソフトウェアの販売、当該ソフトウェアを利用した各種システムやアプリケーション開発、管理用ソフトウェアの販売ならびにこれらソフトウェアプロダクトの利用を支援するための各種サービスの提供を行っており、各事業の内容は次のとおりであります。

部 門		事 業 内 容
ソフトウェア プロダクト	データベース・テクノロジー	リレーショナルデータベース管理システム「Oracle 9i Database」、アプリケーション・サーバー「Oracle 9i Application Server」等のソフトウェアの販売ならびに当該ソフトウェアを利用したシステムやアプリケーション開発を行うための開発用ソフトウェアおよび管理用ソフトウェアの販売
	ビジネス・アプリケーション	ビジネス・アプリケーション「E-Business Suite 11i」等の販売
サ ー ビ ス	サポ ー ト サ ー ビ ス	ユーザーに対する技術サポートならびにソフトウェアプロダクトの更新版の提供
	エデュケーションサービス	技術資格の認定、システム技術者およびエンドユーザー向けのソフトウェアプロダクトの研修の実施
	コンサルティングサービス	ユーザーのシステム構築に関する支援のための各種コンサルティングサービスの提供

### (2) 主 要 な 事 業 所

本 社	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
支 社	北海道支社 (札幌市中央区)、東北支社 (仙台市青葉区)、中部支社 (名古屋市中区)、北陸支社 (石川県金沢市)、西日本支社 (大阪市北区)、西部支社 (福岡市中央区)、沖縄支社 (沖縄県那覇市)
研 修 セ ン タ ー	トレーニングキャンパス渋谷 (東京都渋谷区)、トレーニングキャンパス大阪 (大阪市北区)
オ フ ィ ス	用賀オフィス (東京都世田谷区)、中野坂上オフィス (東京都中野区)

### (3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 512,770,000株

発行済株式総数 128,194,662株

(注) 当社取締役および使用人に付与した旧商法第280条ノ19による新株引受権行使により、発行済株式総数が前期末に比べ600株増加いたしました。

株主数 56,070名(前期末比11,126名増加)

大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
オラクル・ジャパン・ホールディング・インク	95,067千株	74.16%	-千株	-%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,807	1.41	-	-
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,548	1.21	-	-
みずほ信託退職給付信託 新日本製鐵退職金口 再信託受託者資産管理サービス信託	1,293	1.01	-	-
UFJ信託銀行株式会社(信託勘定A口)	974	0.76	-	-
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	753	0.59	-	-
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託A口)	633	0.49	-	-
年金信託受託者三井アセット信託銀行株式会社2口	475	0.37	-	-
三菱信託銀行株式会社(信託口)	451	0.35	-	-
日本証券金融株式会社	433	0.34	-	-

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

取得株式

単元未満株式の買取による取得

普通株式 4,256株

取得価額の総額 46,154千円

処分株式

普通株式 1,500株

処分価額の総額 21,625千円

決算期における保有株式

普通株式 3,114株

(5) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,356名	+34名	32.9歳	4.0年
女性	267	+38	29.6	3.3
合計	1,623	+72	32.3	3.9

(注) 1. 上記従業員数には、他社への出向社員(3名)および嘱託社員(4名)は含まれておりません。

2. 就業人員数を記載しております。

## (6) 企業結合の状況

### 親会社との関係

当社の親会社は、オラクル・ジャパン・ホールディング・インク（米国カリフォルニア州）であり、当社株式を74.16%（95,067千株）保有しております。なお、同社はオラクル・コーポレーション（米国カリフォルニア州）の100%出資子会社であります。

当社は、オラクル・インターナショナル・コーポレーション（オラクル・コーポレーションの知的財産の保有・管理を行なうオラクル・コーポレーションの100%出資子会社。米国カリフォルニア州）と締結している販売代理店契約に基づき、オラクル・コーポレーションが開発するソフトウェアプロダクトの供給を受け、日本国内の顧客向けに販売し、その売上の一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーションに支払っております。

なお、当該販売代理店契約は従来オラクル・コーポレーションと締結しておりましたが、平成14年3月1日付で締結した新たな販売代理店契約から、契約締結先ならびにロイヤルティ支払先がオラクル・インターナショナル・コーポレーションに変更となっております。

### 重要な子会社等の状況

平成12年6月に「Linux」オペレーティング・システムに対応したソフトウェアプロダクトの開発・販売およびサービスの提供を行う子会社ミラクル・リナックス株式会社を設立いたしました（資本金4億円、当社出資比率58.5%）。

ただし、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いても当社の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。したがって企業活動の成果の記載を省略しております。

## (7) 主要な借入先

該当事項はありません。

## (8) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長 最高経営責任者	新 宅 正 明	
取締役副社長	村 木 央 明	戦略企業担当
取締役副社長	石 井 洋 一	営業統括本部長
取 締 役	南 野 章	専務執行役員 最高財務責任者
取 締 役	西 岡 伸 一	専務執行役員 技術統括本部長兼サポート サービス本部長
取 締 役	引 田 保	
取 締 役	ジェフリー・オー・ヘンリー	オラクル・コーポレーション エグゼク ティブ・バイス・プレジデント兼チーフ・ ファイナンシャル・オフィサー
取 締 役	デレク・エイチ・ウィリアムズ	オラクル・コーポレーション エグゼク ティブ・バイス・プレジデントアジア大洋 州統括
常 勤 監 査 役	小 堤 延 樹	
常 勤 監 査 役	所 芳 正	
監 査 役	小 林 雅 人	弁護士
監 査 役	中 森 真 紀 子	公認会計士

(注) 1. 監査役小林雅人および中森真紀子の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## 2. 当期中の取締役及び監査役の異動

## (1) 就任

平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会において、新たにデレク・エイチ・ウィリアムズ氏が取締役、所 芳正氏が監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。

## (2) 退任

取締役佐野 力、吉田明充、秋田康夫の3氏ならびに監査役ブルース・エム・ラング氏は、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、それぞれ退任いたしました。

(3) 取締役の役付等の変更

平成13年8月23日開催の取締役会の決議により、同日付で次のとおり役付取締役の変更がありました。( )内は従前の地位であります。

取締役(常務取締役) 南野 章

取締役(常務取締役) 西岡伸一

3. 決算期後に生じた取締役の担当変更

平成14年5月31日開催の取締役会の決議により、平成14年6月1日付で次のとおり取締役の担当の変更がありました。

新	旧	氏 名
取締役 副社長 インダストリー事業部門 統括担当	取締役 副社長 営業統括本部長	石 井 洋 一
取締役	取締役 専務執行役員 最高財務責任者	南 野 章
取締役	取締役 専務執行役員 技術統括本部長兼サポ ートサービス本部長	西 岡 伸 一

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

---

この営業報告書に記載している金額および株式数は表示単位未満を切り捨てにて、また、割合および1株当たりの数値は表示単位未満を四捨五入して表示しております。



# 貸借対照表

(平成14年5月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【101,914】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【27,380】</b>
現金及び預金	75,996	買掛金	6,127
受取手形	12	未払金	3,126
売掛金	14,599	未払費用	1,313
有価証券	4,502	未払法人税等	6,798
商品	41	未払消費税等	828
前払費用	383	前受金	7,069
繰延税金資産	1,177	預り金	1,366
短期貸付金	5,000	賞与引当金	749
未収入金	351	その他	0
その他	3	<b>負債合計</b>	<b>27,380</b>
貸倒引当金	155	<b>資 本 の 部</b>	
<b>【固定資産】</b>	<b>【6,638】</b>	<b>【資本金】</b>	<b>【22,131】</b>
[有形固定資産]	[1,361]	<b>【法定準備金】</b>	<b>【36,781】</b>
建物附属設備	441	資本準備金	33,569
器具及び備品	920	利益準備金	3,212
[無形固定資産]	[68]	<b>【剰余金】</b>	<b>【22,274】</b>
ソフトウェア	39	任意積立金	180
その他	29	特別償却準備金	180
[投資等]	[5,208]	当期末処分利益	22,093
投資有価証券	523	(うち当期利益)	(17,620)
子会社株式	56	<b>【評価差額金】</b>	<b>【15】</b>
繰延税金資産	813	その他有価証券評価差額金	15
差入保証金	3,794	<b>【自己株式】</b>	<b>【30】</b>
その他	21	<b>資本合計</b>	<b>81,172</b>
<b>資産合計</b>	<b>108,553</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>108,553</b>

# 損 益 計 算 書

〔平成13年 6月1日から  
平成14年 5月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
(経常損益の部)		
営業損益の部		
【営業収益】		
売上高		86,362
【営業費用】		
売上原価	33,323	
販売費及び一般管理費	22,021	55,344
営業利益		31,017
営業外損益の部		
【営業外収益】		
受取利息	18	
有価証券利息	24	
その他	51	93
【営業外費用】		
支払利息	1	
為替差損	12	
その他	1	16
経常利益		31,095
(特別損益の部)		
【特別利益】		
貸倒引当金戻入益	72	
退職給付制度改定に伴う利益	84	
投資有価証券売却益	69	226
【特別損失】		
有価証券売却損	104	
固定資産除却損	3	
投資有価証券評価損	347	
投資有価証券売却損	3	
子会社株式評価損	71	
ゴルフ会員権評価損	3	533
税引前当期利益		30,788
法人税、住民税及び事業税	13,122	
法人税等調整額	45	13,167
当期利益		17,620
前期繰越利益		9,601
中間配当額		5,127
当期未処分利益		22,093

[ 重要な会計方針 ]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式.....総平均法に基づく原価法  
(2) その他有価証券  
時価のあるもの.....決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
( 評価差額は全部資本直入法により処理し、売却  
原価は総平均法により算定しております。 )  
時価のないもの.....総平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品.....月別総平均法に基づく原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物付属設備.....定率法

器具及び備品

コンピュータハードウェア...定額法

そ の 他...定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物付属設備 8年～15年

器具及び備品

パーソナルコンピュータ 2年

サ - パ - 3年

そ の 他 2年～8年

(2) 無形固定資産.....定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

6. コンサルティングサービス売上の計上基準

進行基準によっております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 8. 追加情報

### (1) 賞与引当金

従来、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を「未払費用」として表示していましたが、リサーチ・センター審理情報〔NO.15〕「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」（平成13年2月14日 日本公認会計士協会）が公表されたことにより、当期末より支給見込額のうち支給額が確定していない部分については「賞与引当金」として表示することに变更いたしました。なお前期末の「未払費用」に含まれる「賞与引当金」相当額は、1,194百万円であります。

### (2) 自己株式

前期において流動資産の「その他」に含めて表示していた自己株式（2百万円）は、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」の改正により当期末より資本に対する控除項目として資本の部の末尾に表示しております。

### (3) 退職給付会計

当社は確定拠出年金法の施行に伴い、平成14年1月に従来の特種退職年金制度から確定拠出年金制度へ全面的に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。制度改定に伴う利益84百万円は特別利益に計上しております。

## [貸借対照表 注記]

- |                            |          |
|----------------------------|----------|
| 1. 支配株主に対する短期金銭債権          | 6,091百万円 |
| 支配株主に対する短期金銭債務             | 712百万円   |
| 2. 子会社に対する短期金銭債権           | 199百万円   |
| 子会社に対する短期金銭債務              | 5百万円     |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額          | 4,577百万円 |
| 4. 1株当たり当期利益               | 137円45銭  |
| 5. 旧商法第280条ノ19第1項に定める新株引受権 |          |

権 利 付 与 日	平成11年10月1日	平成12年10月1日	平成13年10月1日
発行すべき株式の内容	普通株式	普通株式	普通株式
新株発行予定残数	476,650株	347,200株	485,600株
発 行 価 額	11,132円	28,205円	11,780円
権 利 行 使 期 間	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで	平成15年10月1日から 平成23年8月23日まで

6. 有価証券の時価評価により、純資産額が15百万円増加しております。なお当該金額は商法第290条第1項第6号の規定により、配当に充当することが制限されております。

[ 損益計算書 注記 ]

1. 支配株主との取引高

営業取引

売 上 高	586百万円
仕 入 高	15,308百万円
その他の営業取引	412百万円

営業取引以外の取引

受 取 利 息	4百万円
支 払 利 息	1百万円

2. 子会社との取引高

営業取引

売 上 高	456百万円
仕 入 高	1百万円
その他の営業取引	5百万円

[ 退 職 給 付 関 係 ]

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年1月に適格退職年金制度の全部について確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 退職給付債務に関する事項

適格退職年金制度から確定拠出年金制度への全部移行に伴う影響額は次のとおりであります。

退職給付債務の減少	209百万円
未認識数理計算上の差異	125百万円
退職給付引当金の減少	<u>84百万円</u>

また、確定拠出年金への資産移換額は717百万円であり、当期で移換を終了しております。

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	197百万円
利息費用	15百万円
期待運用収益(減算)	22百万円
数理計算上の差異の費用処理額	176百万円
退職給付費用	<u>367百万円</u>
退職給付制度改定に伴う利益	<u>84百万円</u>
その他	<u>134百万円</u>
計	<u>417百万円</u>

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

[ 税効果会計 注記 ]

繰延税金資産・負債の主な発生原因別内訳

( 流動の部 )

繰延税金資産	
未払事業税	594百万円
賞与引当金	315百万円
繰延収益	149百万円
その他	119百万円
繰延税金資産合計	<u>1,178百万円</u>
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	1百万円
繰延税金負債合計	<u>1百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,177百万円</u>

( 固定の部 )

繰延税金資産	
減価償却超過額	433百万円
投資有価証券評価損	247百万円
ソフトウェア償却超過額	120百万円
その他	131百万円
繰延税金資産合計	<u>933百万円</u>
繰延税金負債	
特別償却準備金	109百万円
その他	10百万円
繰延税金負債合計	<u>119百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>813百万円</u>

# 利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額	
【当期未処分利益】		22,093,946,302
【任意積立金取崩高】		
特別償却準備金取崩高	29,301,107	29,301,107
これを次のとおり処分いたします。		22,123,247,409
利益配当金 (1株につき60円)	7,691,492,880	
取締役賞与金	21,823,728	
監査役賞与金	400,000	7,713,716,608
【次期繰越利益】		14,409,530,801

(注) 平成14年2月8日に1株につき、40円、総額5,127,733,160円の間配当を実施いたしました。

監 査 報 告 書

平成14年 7月12日

日本オラクル株式会社  
代表取締役社長 新 宅 正 明 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 二 村 隆 章 ㊞

関与社員 公認会計士 宮 入 正 幸 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、日本オラクル株式会社の平成13年6月1日から平成14年5月31日までの第17期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

ただし、当監査法人は当営業年度から会計監査人に選任されたので、営業報告書に記載されている営業成績及び財産の状況の推移のうち第14期、第15期及び第16期営業年度の営業成績及び財産の状況は、前任会計監査人による監査を受けた計算書類に基づき記載されている。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、監査の方法の概要に記載した監査の対象外とした事項を除き、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成13年6月1日から平成14年5月31日までの第17期営業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類、伝票等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対しても営業の報告を求めました。また、一時会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 一時会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

- (注) 1. 当社の会計監査人である朝日監査法人は平成14年4月24日をもって辞任されましたので、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第6条の4第1項の定めにより、平成14年5月13日開催の監査役会において一時会計監査人として新日本監査法人を選任致しました。
2. 監査役小林雅人及び監査役中森真紀子は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

平成14年7月15日

日本オラクル株式会社 監査役会

監査役(常勤)	小 堤 延 樹	㊟
監査役(常勤)	所 芳 正	㊟
監 査 役	小 林 雅 人	㊟
監 査 役	中 森 真 紀 子	㊟

以 上

# 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 1,270,241個

## 2. 議案および参考事項

### 第1号議案 第17期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類（23頁）に記載のとおりであります。当社は、株主の皆さまに対し収益状況に対応した適切な利益還元を行うことを念頭に置き、企業体質の強化と将来の事業展開等を総合的に勘案したうえで配当を決定しております。この方針のもと、当期の利益配当金につきましては、1株につき60円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金40円を加えた当期の年間配当金は、前期と同額の1株につき100円となります。

### 第2号議案 自己株式取得の件

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することが可能となるように、商法第210条の規定に基づき、次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式200万株、取得価額の総額100億円を限度として取得することといたしたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

#### 1. 変更の理由

- (1) 「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）が平成13年10月1日に施行され、額面株式の廃止、単元株制度の創設、株式消却特例法の廃止等がなされたことに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）が平成14年4月1日に施行され、新株予約権制度が創設されたこと、会社関係書類の電子化が認められたこと等に伴い、所要の変更を行うものであります。

- (3) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が平成14年5月1日に施行され、監査役制度が改正されたことに伴い、監査役の任期を変更するものであります。
- (4) 当社における取締役および監査役の退職慰労金制度の廃止に伴い、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の消却)</p> <p>第5条の2 <u>当社は、平成12年8月24日後、取締役会の決議により、1200万株を限度として、利益による株式消却のために自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新株引受権の付与)</p> <p>第5条の3 <u>当社は、取締役または従業員に商法第280条ノ19の規定による新株引受権を付与することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(額面株式1株の金額)</p> <p>第6条 <u>当社の発行する額面株式の1株の金額は、金50円とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(1単位の株式の数)</p> <p>第7条 <u>当社の1単位の株式の数は、100株とする。</u> (新 設)</p>	<p>(1単元の株式の数)</p> <p>第6条 <u>当社の1単元の株式の数は、100株とする。</u> <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p><b>第8条</b> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、<u>単位未滿株式の買取り</u>その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><b>第9条</b> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、<u>単位未滿株式の買取り</u>その他株式に関する請求、届出、申出の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p><b>第10条</b> 当社は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p>	<p>(名義書換代理人)</p> <p><b>第7条</b> (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>当社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、<u>単元未滿株式の買取り</u>その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><b>第8条</b> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、<u>単元未滿株式の買取り</u>その他株式に関する請求、届出、申出の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p><b>第9条</b> 当社は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者となることができる。</p>	<p>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または質権者となることができる。</p>
<p>第11条 (条文省略) 第12条 (条文省略) 第13条 (条文省略)</p>	<p>第10条 (現行どおり) 第11条 (現行どおり) 第12条 (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第13条 (現行どおり)  株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録) 第15条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</p>	<p>(議事録) 第14条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第16条 (条文省略) (取締役の選任方法)</p>	<p>第15条 (現行どおり) (取締役の選任方法)</p>
<p>第17条 当会社の取締役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第16条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第18条 (条文省略)</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p>
<p>第19条 (条文省略)</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第19条 (現行どおり)</p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p>
<p>第23条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p>	<p>第22条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載<u>または記録</u>し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印<u>または電子署名</u>を行う。 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p>	<p>(取締役の報酬)</p>
<p>第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>第23条 取締役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任方法)</p>	<p>(監査役の選任方法)</p>
<p>第26条 当会社の監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第25条 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(監査役の任期)</p>
<p>第27条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (現行どおり)</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第29条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
第30条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
(監査役会の議事録)	(監査役会の議事録)
第31条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。	第30条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。
監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。	(現行どおり)
(監査役の報酬および退職慰労金)	(監査役の報酬)
第32条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。	第31条 監査役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。
第33条 (条文省略)	第32条 (現行どおり)
(利益配当金)	(利益配当金)
第34条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し支払う。	第33条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。
(中間配当金)	(中間配当金)
第35条 当社は、取締役会の決議をもって、毎年11月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という)をすることができる。	第34条 当社は、取締役会の決議をもって、毎年11月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という)をすることができる。
第36条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 転換社債の転換により発行された株式に対する配当金 )</p> <p>第37条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が6月1日から11月30日までになされたときは6月1日に、12月1日から翌年5月31日までになされたときは12月1日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うものとする。</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>( 削 除 )</p> <p>附 則 ( 監査役の任期 )</p> <p>第26条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</p>



第4号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、再任5名、新任3名の計8名の取締役の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する当社 の株式数
1	新 宅 正 明 (昭和29年9月10日生)	昭和53年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成3年12月 当社入社 第三営業部長 平成5年6月 当社営業企画部長兼第三営業部長 平成6年9月 当社取締役マーケティング本部長 平成8年8月 当社常務取締役製品事業本部ゼネラルマネジャー 平成10年6月 当社常務取締役営業統括本部担当 平成11年6月 当社常務取締役営業統括本部長 平成12年6月 当社常務取締役事業統括本部長 平成12年8月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成13年1月 当社代表取締役社長 最高経営責任者（現任） オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント（現任）	105,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の株式数
2	石井 洋一 (昭和22年7月5日生)	昭和45年6月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 平成3年7月 同社ネットワーク事業部地域VAN開発推進部長 平成6年2月 当社入社 西部営業担当部長 平成6年6月 当社西部営業部部长 平成7年5月 当社西部支社支社長 平成9年6月 当社BA事業本部ゼネラルマネジャー 平成10年6月 当社パートナー事業本部ゼネラルマネジャー 平成10年8月 当社取締役パートナー事業本部ゼネラルマネジャー 平成11年6月 当社取締役パートナー事業本部長 平成12年6月 当社取締役事業統括本部営業統括本部長 平成12年8月 当社常務取締役執行役員営業統括本部長 平成13年1月 当社取締役副社長執行役員営業統括本部長 平成14年6月 当社取締役副社長執行役員インダストリー事業部門統括担当(現任)	3,000株
3	村木 央明 (昭和23年10月23日生)	昭和46年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成6年6月 同社エレクトロニクス・情報通信事業本部マルチメディアシステム担当部長 平成9年6月 当社取締役副社長 平成12年8月 当社取締役副社長執行役員戦略企業担当(現任)	2,700株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
4	東 裕 二 (昭和30年1月24日生)	昭和54年4月 株式会社不二家入社 昭和55年6月 日本エヌ・シー・アール株式会社入社 昭和61年8月 株式会社エス・エフ・アイ入社 昭和63年6月 日本デジタルイクイップメント株式会社入社 平成10年10月 当社入社 コンサルティングサービス本部ERPソリューション部統括マネジャー 平成12年8月 当社執行役員コンサルティングサービス本部長 平成13年6月 当社上席執行役員コンサルティングサービス本部長 平成13年9月 当社常務執行役員コンサルティングサービス本部長 平成14年6月 当社専務執行役員技術統括担当兼ソリューションコンサルティング本部長(現任)	- 株
5	山 元 賢 治 (昭和34年4月30日生)	昭和58年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成7年1月 当社入社 平成9年5月 当社コンサルティングサービス本部ゼネラルマネジャー 平成10年1月 日本ケイデンス・デザイン・システムズ社入社 スペクトラムサービス本部長 平成10年4月 日本ケイデンス・デザイン・サービス社取締役兼務 平成11年7月 イーエムシージャパン株式会社入社 平成13年1月 同社シニアバイスプレジデント 平成14年3月 当社入社 CEO直属シニアバイスプレジデントマーケティング担当 平成14年6月 当社専務執行役員パートナー営業本部、iセールス本部担当兼マーケティング本部長、製品本部長(現任)	- 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
6	野坂 茂 (昭和28年9月12日生)	昭和51年4月 丸紅株式会社入社 平成元年12月 アップルコンピュータ株式会社入社 平成8年3月 アラガン株式会社入社 平成8年11月 日本通信株式会社入社 上席執行役員最高財務責任者 平成14年4月 当社入社 CEO直属バイスプレジデント財務担当 平成14年6月 当社常務執行役員最高財務責任者 ファイナンス本部長(現任)	- 株
7	ジェフリー・オー・ヘンリー (昭和19年11月6日生)	昭和42年6月 ヒューズ・エアークラフト入社 昭和50年8月 メモレックス・コーポレーション ファイナンス・ディレクター 昭和54年8月 サガ・コーポレーション エグゼクティブ・バイス・プレジデント 兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー 昭和61年8月 パシフィック・ホールディング・カンパニー エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー 平成3年3月 オラクル・コーポレーション エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(現任) 平成7年6月 同社取締役(現任) 平成12年8月 当社取締役(現任) (他の会社の代表状況) オラクル・クレジット・コーポレーション プレジデント	- 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社 の株式数
8	デレク・エイチ・ ウィリアムズ (昭和19年12月30日生)	昭和36年4月 アイ・ティー・アンド・ティー・ クリード(UK)入社 昭和44年4月 パーカー・ペン(UK)データ・ プロセッシング・マネジャー 昭和52年10月 システムソルブ(UK)ディレク ター 昭和60年12月 ユニソフト(UK)ディレクター 昭和63年10月 オラクル・コーポレーションUK リージョナル・ディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション パ イス・プレジデント アジア・大 洋州統括 平成5年7月 同社 シニア・バイス・プレジデ ント アジア・大洋州統括 平成12年10月 同社 エグゼクティブ・バイス・ プレジデント アジア・大洋州統 括(現任) 平成13年8月 当社取締役(現任)	- 株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、ジェフリー・オー・ヘンリーならびにデレク・エイチ・ウィリアムズの両氏はいずれも米国オラクル・コーポレーションのエグゼクティブ・バイス・プレジデントであり、当社は同社を中心とする企業集団に属しております。当社と同社との関係につきましては「添付書類」の14頁「2. 会社の概況(6) 企業結合の状況 親会社との関係」をご参照ください。
2. 取締役候補者のうち、ジェフリー・オー・ヘンリーならびにデレク・エイチ・ウィリアムズの両氏は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。

#### 第5号議案 監査役1名選任の件

監査役小林雅人氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の株式数
野間自子 (昭和34年5月27日生)	昭和61年4月 弁護士登録 早川総合法律事務所入所 平成4年11月 さくら共同法律事務所入所 平成7年1月 大島総合法律事務所入所 平成11年2月 三宅坂総合法律事務所パートナー (現任)	- 株

(注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 上記候補者は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

#### 第6号議案 当社取締役および従業員に新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役および従業員に、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、第4号議案「取締役8名選任の件」の承認可決を条件といたします。

(新株予約権発行の要領)

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施するため。

##### 2. 新株予約権割当の対象者

当社取締役および従業員

##### 3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 500,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の

目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・併合の比率

4. 新株予約権の総数

5,000個を上限とする。

(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、3. に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

5. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

6. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行する日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行する日の終値とする。なお、発行する日以降に時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行する日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

7. 新株予約権の行使期間

平成16年10月1日から平成24年8月21日まで

8. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行

役員または従業員たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。

- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

- (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。  
(4) その他細目については、本総会決議および今後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。

#### 9. 新株予約権の消却事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。  
(2) 割当契約に定める事由により新株予約権の権利が喪失した場合、新株予約権を無償で消却することができる。

#### 10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

### 第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました朝日監査法人が辞任されましたので、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第6条の4に基づき、平成14年5月13日付の監査役会の決議によって一時会計監査人の職務を行うべき者として、新日本監査法人を選任し、現在に至っております。

従いまして、本総会で同法第3条により、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。



会計監査人候補者は次のとおりであります。

(平成14年3月31日現在)

名 称	新日本監査法人	
沿 革	昭和60年10月 太田昭和監査法人設立 平成12年4月 センチュリー監査法人与合併し、「監査法人太田昭和センチュリー」となる。 平成13年7月 名称変更し、「新日本監査法人」となる。	
出 資 金	1,844百万円	
事 務 所	<主たる事務所> 〒100 - 0011 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル 03(3503)1100(代表)	
	<その他の事務所> 国 内 34カ所 連絡事務所 7カ所 海外駐在 22カ所	
概 要	<人員構成> 社 員 575名 <span style="float: right;">〔代表社員 347名〕 〔社 員 228名〕</span> 職 員 公認会計士 1,223名 会 計 士 補 817名 そ の 他 554名 (職員小計) 2,594名 合 計 3,169名	
	<関与会社数> 5,025社	
国際業務	ERNST & YOUNG INTERNATIONAL (アーンスト アンド ヤング インターナショナル) にメンバーファームとして加盟 KPMG (ケーピーエムジー) にメンバーファームとして加盟	

以 上

[ インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて ]

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

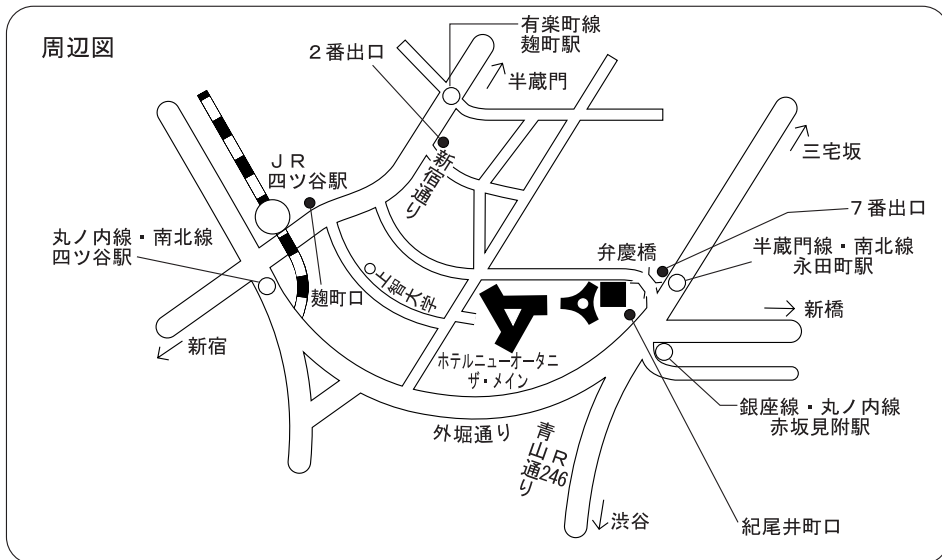
1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.koushi.ufjtrustbank.co.jp/>）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話・PHS等を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承下さい。
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよび仮パスワードが必要となりますので、ご注意ください。  
また、ご利用になる前に、議決権行使サイトの「ご利用上の注意点」および「操作手順」をよくお読みください。
3. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成14年8月20日（火曜日））の24時まで受け付けいたしますが、議決権行使結果集計の都合上、極力お早めに行使いただきますようお願い申し上げます。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. プロバイダーのダイヤルアップ接続をご利用の場合、議決権行使サイトをご利用いただくためには、プロバイダーへのダイヤルアップ接続料金（無料の場合もあります。）および通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要となりますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
7. 次回の株主総会より、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、ご希望の株主様は議決権行使サイトでお手続きください。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ ザ・メイン（本館）宴会場階  
鶴の間

電 話 03 - 3265 - 1111（代表）



## 交通のご案内

- ・地下鉄半蔵門線・南北線＜永田町駅＞7番出口
- ・地下鉄丸ノ内線・銀座線＜赤坂見附駅＞紀尾井町口
- ・地下鉄有楽町線＜麹町駅＞2番出口
- ・地下鉄丸ノ内線・南北線 / JR中央線・総武線＜四ツ谷駅＞麹町口